

ふくしま産業育成資金融資制度要綱

1 目的

この制度は、本県経済の持続的成長を可能とするため、県内産業を牽引し、他産業への波及効果を含め、将来性があり今後の成長が見込まれる産業を育成することを目的とする。

2 方針

- (1) 県は、この制度の適切な運用を図るため、財政資金を取扱金融機関に預託する。
- (2) 取扱金融機関は、預託額の2倍を目標として融資を促進するものとする。

3 要領

(1) 取扱金融機関

県内の普通銀行、信用金庫、信用組合及び株式会社商工組合中央金庫

(2) 融資の対象

県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）又は県外企業で県内に新たに事業所を設ける中小企業者で、次のいずれかに該当する者

環境関連産業、再生エネルギー関連産業、輸送用機械・半導体関連産業又は医療・福祉機器関連産業に係る事業を行う者

農商工連携等の事業を行う者

観光関連産業に係る事業を行う者

次のアからエに定める計画等のいずれかについて承認、認定又は認証を受け、その事業を開始し、又は開始しようとする者

ア 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）に基づく「経営革新計画」又は「異分野連携新事業分野開拓計画」（改正前の中小企業経営革新支援法に基づく経営革新計画を含む。）

イ 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）に基づく「地域産業資源活用事業計画」

ウ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づく「企業立地計画」又は「事業高度化計画」

エ 福島県次世代育成支援企業認証制度要綱に基づく「子育て応援中小企業認証」又は「仕事と生活の調和推進企業認証」（当該認証を辞退した者または取り消された者を除く。）

新たな雇用を伴う事業計画を有し、平成25年3月に県内の高等学校等（県立及び私立の全日制高等学校、定時制高等学校、通信制高等学校及び特別支援学校高等部並びに専修学校の高等課程をいう。）を卒業予定の者又

は平成22年3月以降に高等学校等を卒業した者を対象とした求人を公共職業安定所又は職業紹介事業を行うことができる者に提出し、当該求人により雇用期間の定めのない正規雇用として採用の内定を行った者。

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等作業を行う者

県内に本社機能を有し、県内での業歴が概ね5年以上の者

ただし、に該当する場合は、農林漁業者（中小企業信用保険法第2条第1項に規定する資本金規模又は従業員規模を満たし、農林漁業を営む者をいう。以下同じ。）を含むものとする。

なお、から、及びの範囲については、「ふくしま産業育成資金融資制度取扱要領」に定める。

また、別表に定める福島県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）の保証制度要綱に規定された要件を満たす中小企業者であると認められた者については、各要綱に定める保証制度を併用することができるものとする。併用する場合は、この要綱に定める融資の条件の範囲内で、信用保証協会の定めるところによる。

(3) 融資の条件

資金使途

運転資金、設備資金

融資限度額

運転資金 5,000万円

設備資金 5,000万円

運転資金と設備資金を併用する場合は、5,000万円を限度とする。

融資期間

10年以内（うち据置期間1年以内）

返済方法

分割返済とする。

融資利率

ア (2) から、及びのいずれかに該当する中小企業者

信用保証協会の保証を付す場合 固定 年2.0%以内

信用保証協会の保証を付さない場合 固定 年2.5%以内

イ (2) に該当する中小企業者

信用保証協会の保証を付す場合 固定 年1.8%以内

信用保証協会の保証を付さない場合 固定 年2.3%以内

保証人及び担保

法人、組合の場合 連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。

個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。

信用保証料

必要により信用保証協会の保証付きとする。ただし、農林漁業者は保証対象外となる。

保証付きの場合、責任共有制度対象とし、信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率を次のとおりとする。

区 分									
信用保証協会 基本保証料率 (責任共有保証料率)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
県制度信用保証料率 (政策目的制度)	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%
(2) に該当する 場合	1.05%	0.95%	0.80%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.20%	0.05%

別表に定める保証制度利用の場合 年0.65%

ただし、信用保証協会の定めにより、「中小企業の会計に関する指針」に基づいた決算書を作成している中小企業者（会計参与設置会社を含む）については年0.1%、有担保保証は年0.1%（別表に定める保証制度利用の場合は各要綱の規定による）、福島県次世代育成支援企業認証制度による認証を受けた中小企業者は年0.05%それぞれ割引いた料率が適用される。

(4) 融資取扱期間

随時

ただし、(2) に該当する中小企業者にとっては、採用内定通知を行った日から1年以内とする。

(5) 申込み及び報告

融資を受けようとする者は、「ふくしま産業育成資金融資申込書」（様式第1号）により、取扱金融機関に対して申込みを行うものとする。

取扱金融機関は、速やかに同申込書及び必要書類を信用保証協会に提出するものとする。

信用保証協会は、毎月10日までに前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

取扱金融機関は、保証無しで融資を行った場合、その月分の融資状況を翌月10日までに「ふくしま産業育成資金（保証無）融資実行報告書」（様式第2号）により知事に報告するものとする。

4 その他

(1) 知事が必要と認めるときは、融資申込者、融資を受けた者、取扱金融機関、及び信用保証協会に対し、所要の調査を行い又は指示することができるものとする。

(2) 融資原資については、当該年度の予算の範囲内とする。

(3) この要綱に定めのない事項については、「ふくしま産業育成資金融資制度取扱要領」によるものとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県成長産業育成資金融資制度要綱に基づき、平成 23 年 4 月 1 日以降に提出され、受理された融資申込みについては、この要綱の規定に基づいて融資申込みされたものとみなす。
- 3 改正前の福島県成長産業育成資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県成長産業育成資金融資制度要綱に基づき、平成 24 年 4 月 1 日以降に提出され、受理された融資申込みについては、この要綱の規定に基づいて融資申込みされたものとみなす。
- 3 改正前の福島県成長産業育成資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

別表 (3 (2)関係)

農商工等連携事業関連保証制度要綱
経営革新関連保証制度要綱
異分野連携新事業分野開拓関連保証制度要綱
地域産業資源活用事業関連保証制度要綱
地域産業集積関連保証制度要綱

ただし、普通保険・無担保保険の各保険の一般枠と同額の別枠分に限る。